

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成18年3月23日(2006.3.23)

【公表番号】特表2005-517449(P2005-517449A)

【公表日】平成17年6月16日(2005.6.16)

【年通号数】公開・登録公報2005-023

【出願番号】特願2003-569856(P2003-569856)

【国際特許分類】

**C 1 2 N 15/09 (2006.01)**  
**A 6 1 K 45/00 (2006.01)**  
**A 6 1 P 9/10 (2006.01)**  
**A 6 1 P 21/04 (2006.01)**  
**A 6 1 P 25/00 (2006.01)**  
**A 6 1 P 25/08 (2006.01)**  
**A 6 1 P 25/14 (2006.01)**  
**A 6 1 P 25/16 (2006.01)**  
**A 6 1 P 25/18 (2006.01)**  
**A 6 1 P 25/28 (2006.01)**  
**A 6 1 P 27/06 (2006.01)**  
**A 6 1 P 35/00 (2006.01)**  
**C 1 2 N 1/15 (2006.01)**  
**C 1 2 N 1/19 (2006.01)**  
**C 1 2 N 1/21 (2006.01)**  
**C 1 2 P 21/02 (2006.01)**  
**C 1 2 Q 1/02 (2006.01)**  
**C 1 2 Q 1/68 (2006.01)**  
**C 1 2 N 5/10 (2006.01)**

【F I】

C 1 2 N 15/00 Z N A A  
 A 6 1 K 45/00  
 A 6 1 P 9/10  
 A 6 1 P 21/04  
 A 6 1 P 25/00  
 A 6 1 P 25/08  
 A 6 1 P 25/14  
 A 6 1 P 25/16  
 A 6 1 P 25/18  
 A 6 1 P 25/28  
 A 6 1 P 27/06  
 A 6 1 P 35/00  
 C 1 2 N 1/15  
 C 1 2 N 1/19  
 C 1 2 N 1/21  
 C 1 2 P 21/02 C  
 C 1 2 Q 1/02  
 C 1 2 Q 1/68 A  
 C 1 2 N 5/00 B

【手続補正書】

【提出日】平成18年2月3日(2006.2.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項5 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項5 1】

治療上有効な量のE A A T 2プロモーター調節剤(modulator)を含有してなる神経疾患又は精神疾患の治療剤。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項5 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項5 2】

神経疾患又は精神疾患が興奮毒性のものである、請求項5 1に記載の治療剤。

【手続補正3】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項5 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項5 3】

神経疾患又は精神疾患が運動ニューロン疾患である、請求項5 1に記載の治療剤。

【手続補正4】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項5 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項5 4】

神経疾患又は精神疾患が、筋萎縮性側索硬化症(ALS)、ハンチントン病(HD)、パーキンソン病(PD)、レビー小体痴呆(DLB)、多系統萎縮症(MSA)、多発性硬化症、脳腫瘍、緑内障、精神分裂病、梗塞(脳血管性の疾患)、癩癧、及びアルツハイマー病からなる群より選択される疾患である、請求項5 1に記載の治療剤。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 3】

神経疾患は、中枢神経系(CNS)及び運動ニューロンユニットに顕著な影響を及ぼす。例えば、ある種の中枢神経系の疾患は、脳及び関連の構造に悪影響を及ぼすことが知られている。運動ニューロンのユニットを冒す神経疾患は運動ニューロン疾患及び末梢神経障害に分類される。一般的には、Kandel, E.R. ら(1991), Principles of Neuroscience, Appleton & Lange, Norwalk, CT, ; 及び Rowland, L.P. (ed.) (1982) Human Motor Neuron diseases, New York, Raven Press を参照されたい。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 【 0 0 2 5 】

本明細書で用いられる、「E A A T 2」という用語は、ヒトのアストログリア型グルタミン酸トランスポーターを意味するもので、例えば、ヒトE A A T 2のc D N A配列を開示している米国特許第5,658,782号を参照されたい。また、その開示は本明細書に参照として取り込まれている。本明細書の「G L T - 1」という用語は、齧歯類のアストログリア型グルタミン酸トランスポーター1遺伝子を意味する。

本明細書で用いられる、「プロモーター」という用語は、一般には、ゲノムD N A上の領域のことで、通常m R N A転写開始部位にあたる5'末端に存在する。プロモーターは、m R N A転写のタイミング及びレベルの調節に関与し、例えば、R N Aポリメラーゼ及びその他の転写因子等の細胞タンパク質が結合する結合部位を含んでいる。本明細書で互換的に用いられる、「E A A T 2プロモーター」及び「E A A T 2プロモーター領域」等の用語は、E A A T 2のm R N A転写開始部位である5'末端に見いだされるゲノムD N Aの領域を含むものである。好ましい態様に於いては、E A A T 2プロモーターは配列番号1、2、3若しくは4で示される配列又はその断片を含有する。プロモーターレス (pr omoterless) レポーターコンストラクトに導入されると、好ましいE A A T 2プロモーターの断片は、レポーター遺伝子の転写を促すことができる。